

保保発 1006 第 2 号  
令和 5 年 10 月 6 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

### 第 3 期データヘルス計画の策定に当たっての留意事項等について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条に基づき保険者が行う保健事業においては、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 308 号。以下「保健事業実施指針」という。）第四に基づき、保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）の策定、実施及び評価を行うこととし、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等の一部を改正する告示について」（令和 5 年 9 月 4 日付保発 0904 第 4 号厚生労働省保険局長通知。以下「局長通知」という。）により、保健事業実施指針の一部改正を貴職あてにお示したところである。

今般、令和 5 年度における第 3 期データヘルス計画の策定に当たり留意すべき事項については、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

#### 記

##### 1 策定上の留意事項

第 3 期データヘルス計画の策定、事業の実施及び評価等に当たっては、保健事業実施指針及び局長通知において示している内容によるほか、厚生労働省において公表した「データヘルス計画作成の手引き（第 3 期改訂版）」（※ 1）を参考にすること。

※ 1 データヘルス計画作成の手引き（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061273.html>

## 2 第3期データヘルス計画の期間

保健事業実施指針では、特定健康診査等実施計画等との整合性も踏まえ、複数年とすることとされていることから、令和5年度において策定する第3期データヘルス計画については、令和6年度から令和11年度までの6年間で一期として策定すること。

## 3 第3期データヘルス計画の作成・提出・公表

第3期データヘルス計画については、令和6年3月末までに作成し、データヘルス・ポータルサイト（※2）にて入力を行うこと。

また、保健事業実施指針で示しているとおり、加入者及び関係者に対し、第3期データヘルス計画について、分かりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。

なお、作成した第3期データヘルス計画は、今後、令和5年度の決算状況や事業結果を踏まえて見直しが必要となることから、修正期間を別途設ける。詳細はデータヘルス・ポータルサイト（※2）を通じて連絡を行う。

※2 データヘルス・ポータルサイト

<https://datahealth-portal.jp/>